

農薬販売届提出の際の留意事項

☞ 今回の様式から押印不要になりました。

- 1 登記簿謄本や住民票の添付は不要ですが、届出に記載する住所は正確に記入してください。
- 2 届出の様式は届出様式第1号と届出様式第1号別表の2種類です。各1部ずつ下記あて提出願います。
なお、様式は県のホームページ内「農薬販売者のみなさまへ」からダウンロードすることも可能です。

〒990-2372 山形市みのりが丘6060-27
山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在職員 あて

- 3 届出様式第1号別表には、山形県内で農薬の販売を行うすべての販売所（支店・営業所等）を記載してください。（本店でも販売を行う場合は、本店も含みます。）販売所が1カ所のみの場合であっても記載し、提出してください。
廃止の場合は、届出様式第1号のみとし、届出様式第1号別表の提出は不要です。
- 4 届出は次の期日までに提出してください。

新たに農薬販売を始める場合（新規届）	販売開始の日まで
届出内容に変更が生じた場合（変更届）	変更の生じた日から2週間以内
農薬販売をやめる場合（廃止届）	廃止した日から2週間以内

- 5 届出の種類（新規、変更、廃止）について

届出の内容	届出の種類			備考
	新規	変更	廃止	
山形県内で新たに農薬販売を始めるとき	○			※1 代表者名（名称）の変更を伴う場合には、旧代表者での廃止届、新代表者名での新規届、双方の提出が必要です。 ※2 個人として廃止届、法人として新規届、双方の提出が必要です。
農薬販売をやめるとき（複数の販売所がある場合はそのすべてでやめる場合）			○	
販売所を増やす、又は販売所の一部を廃止するとき		○		
届出者の住所等が変わったとき		○		
販売所の住所や名称等が変わったとき		○		
法人の名称や代表者等が変わったとき		○		
別法人になったとき	○		○	
法人格を有しない場合（個人商店等）で代表者が変わったとき ※1	○		○	
法人格を有しない者が法人経営に移行したとき ※2	○		○	

【問い合わせ先】 食品安全衛生課 農薬安全担当 TEL：023-630-2160
病害虫防除所駐在 TEL：023-644-4241

【様式はこちら】 山形県ホームページ（農薬販売者のみなさまへ）

<https://www.pref.yamagata.jp/020071/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/sogo/37/37-01.html>

パソコン、スマホからは「山形県」「農薬」で検索するかQRコードを読み込んでください。

山形県 農薬

検索

↓QRコード↓

